

脱法ドラッグ

逃れられると思わないことだ…

平成26年4月1日
指定薬物の所持、使用、購入等が新たに禁止!
違反した場合、3年以下の懲役、
もしくは300万円以下の罰金、又はどちらも科されます!

脱法=安全!?

脱法=捕まらない!?

合法ハーブ等と称して販売される薬物(いわゆる脱法ドラッグ)を使用した者が他にも罪を犯したり、死亡や健康被害を起こす事例が多く発しています。

覚醒剤などの規制薬物はこれまでの研究から、心身に及ぼす悪影響などが分かっていますが、脱法ドラッグは原料に何が含まれているのか分からないため、より身体に悪影響を与える可能性がある非常に危険な薬物です。「合法」と偽って販売されており、安全ではありません。脱法ドラッグは絶対に使わないで下さい。

厚生労働省では、合法ハーブ等と称して販売される薬物(いわゆる脱法ドラッグ)対策として、精神毒性(幻覚、興奮)を有する可能性が高く、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、薬事法に基づき厚生労働大臣が「指定薬物」として、これまで、1,300物質以上を指定しています。脱法ドラッグは、繁華街やインターネットで「合法」と偽って販売されています。このような状況に対応し、新たな薬物乱用の根絶を図るために、指定薬物の輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても禁止することにしました。違反した場合、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又はどちらも科されます。